

地域での災害の取組に関するアンケート結果

回答数 【22/34 地区】 64.7%

1 貴地区の災害への取組について

問 1 地域に自主防災組織※はありますか。

ある →問3へ【15】

ない →問2へ【5】

未回答 【2】

各質問の項目の後の【】…各地区からの回答数です。

内…各地区からの御意見です。

※自主防災組織とは（吹田市災害時要援護者避難支援プランから抜粋）

連合自治会、青少年対策委員会、体育振興（協議）会、民生委員・児童委員、防犯協議会、小中幼PTA、高齢クラブ、福祉委員会など地域で活動する団体で構成される、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

問 2 自主防災組織の結成の予定はありますか。

ある 【2】

※自主防災組織結成にあたっての地域の取組状況を教えてください（結成予定時期、地域の諸団体との連携状況、防災活動に取り組んでいる団体等について）

ない 【4】

※理由を教えてください

具体的に教えてください。

- 各自治会で取り組んでいる。
- ある単一自治会に防災組織があり（13の単一自治会も会員）、活動中。
- 一部の方は、自主防災組織を作ることに関心を持っているが、全体としては熱がない。
- 各自治会毎の組織ができて機能してから、連合としての組織を結成する。

前述のとおり、災害による被害を軽減するためには、自助（自分や家族の助け合い）とともに普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に取り組む「共助」が重要になります。

問3 貴地区では災害への取組をどのように行っていますか。

(例) 定期的に防災訓練、災害時要援護者の見守り、地域内の各団体との会議等

具体的に教えてください。

【自主防災組織・有】

- 市一斉合同防災訓練時等に独自の防災訓練や講演型防災訓練、炊き出し訓練等を実施。要援護者の見守りについては、各自治会に任せている。地域内の各団体との会議は、定期的に年7回防災対策委員会を行い、防犯、福祉、民生の方々との会議を進めている。
- 連合の3地域が各々地域性に応じた取組をしているが、温度差がある。
- 市合同防災訓練に参加。月1回、防災会議を開催し、防災フェスタや避難所運営訓練を行う予定。何ができるかを地域一体となって考えていこうとしている。
- 地区の災害対策本部のマニュアル作り。支部・民生児童委員会などと協力して災害時要援護者への支援体制で要援護者への訪問と具体的支援についての聞き取り。地区内のマンション自主防災組織との連携、交流。防災資機材の点検・確認。独自の防災訓練、防災講習会の実施。年6回の防災委員会、毎月1~2回の防災委員会総務会を開催。地域内の障がい者施設との合同防災訓練。
- 防災訓練は単一自治会単位で行っている。災害時要援護者の見守りについては、月一回の月例会議を行っており、単一自治会によっては各自治会内で会員に対して調査し、把握できているところもある。
- 単一自治会会長・防災担当者対象のHUG訓練、自治会員対象の防災訓練。自主防災対策委員会内でのトイレ問題、避難所等の検討。
- 独自の防災訓練の実施。各住区に防災担当者がいて、吹田市防災リーダーを中心に、幹事会、委員会を開催。要援護者については、今の所は民生委員中心に各自治会で把握。
- 防災啓発活動(防災講座)、全市一斉合同防災訓練に向け、訓練のあり方を点検・改革(災害時安否確認「無事です」カードの地区全戸配布、町会一斉メールシステム導入、緊急避難集合場所での避難人数の集約、担当福祉委員による災害時要援護者の安否確認、訓練評価会議)、地区防災計画づくり、定期的に指定避難所・自主防連絡会議を実施。避難所運営マニュアル作成指針の読み合わせ・HUG研修、「災害時要援護者」支援について、学習・協議の予定。
- 地区全体での一斉避難訓練、単一単位での避難訓練・防災に関する勉強会の実施。
- 防災組織はあるが活動していない。(市からの助成金等がない為)いろいろな活動ができない。
- 地区独自による防災訓練の実施、災害時要援護者リストに基づく各単一自治会への周知、地域諸団体との連携、地域に住んでおられる弱者に対する地域諸団体と単一自治会との見守りのディスカッション。

- 一斉合同訓練のみ。
- 吹田市一斉防災訓練への参加、役員会（準備等 諸団体含）。
- 一年に1回、吹田市合同防災訓練の際に、防災訓練を実施。過去、防災冊子を作成し、地域の全住民に配布した。
- 毎年構成員が交替するため、年3回の会議。防災講習会開催。吹田市合同防災訓練に参加。

【自主防災組織・無】

- 福祉、民生等に中心に行っている。
- 一斉防災訓練、年末警戒。
- 連合としては、吹田市一斉防災訓練に参加。

災害が起きた際には、高齢者、障がい者、乳幼児等避難に時間を要する方や一人で避難することが困難な方（以下、「災害時要援護者」という。）が多く被害を受けた事例があります。

問4 災害時要援護者を把握していますか。

- 把握している 【9】
 把握していない →問6へ【12】

問5 どのように災害時要援護者を把握していますか。（複数回答可）

- 地域のイベント（ふれあい昼食会などのサロン等）【7】
 民生委員・児童委員【9】
 福祉委員【8】
 独自でリストを作成【5】※どのように作成しているか教えてください
 その他【1】※具体的に教えてください

自由記述

- 個別の対象者名簿を作成している。
- 民生委員・児童委員の安全カードと防災委員会の要援護者カードを合併した「安全カード・要援護者カード」を作成し、状況確認できるカードを作成し把握している。
- 名簿（自治会、諸団体）。
- リストを作成しようと思っている。

- 以前市から提供された「災害時要援護者」名簿をベースに、福祉委員や民生委員が情報を加筆し修正を加えてきた。
- 連合自治会としては把握していないが、福祉委員、民生委員は、把握している。
- 各自治会により、アンケート形式で緊急連絡リスト等整備。
- リストの管理のみで把握。
- 自治会にアンケートを配布。要援護者を募集。

問6 災害時要援護者の方にはどのような支援を行っていますか

具体的に教えてください。

- 隣近所の方々から地域にかけてできる限り情報を得て、手助けはできる限りしている。
- 現在のところ各自治会に任せており、どのように支援するのか、できるのか、今後の検討課題。
- 日常にお互いコミュニティをはかるように。
- 自主防災組織には、民生委員・児童委員も福祉委員も所属しているので、その方達で、防災訓練の時に避難誘導や安否確認を。名簿に登録されている方以外の災害時要援護者と思われる人について、民生委員・児童委員が良く把握している。
- 現状、安否確認のみ対応。具体的な事例はなし。
- 民生委員・児童委員の独居老人の名簿にて対応。
- 何もできていない。
- リストを受け取っていないので、支援できない。
- 具体的な対応していない。
- 声掛け、見守り。
- 特にしていない。単一単位で会員に対しては発生時訪問確認している。あとは「近所づきあい」の範囲で行っている。
- ふれあい昼食会、敬老会等を通じて、福祉委員会を中心に安否確認を行っている。
- 地区福祉委員（民生児童委員が全員福祉委員）で、独居高齢者・高齢世帯・災害時要援護者を福祉委員・見守り協力員で見守りしている。大阪府北部地震時、担当福祉委員が「災害時要援護者」宅を訪問し安否確認を行った。個別支援計画は一応作っている。
- 民生委員、福祉委員の情報に基づく。
- 数年前には名簿をもらったのでその分は把握しているが、今は新しい名簿がないので、わからない。
- 民生委員：普段からの見守り訪問 福祉委員：昼食会、いきいきサロン、仲良しキッズ等
連合自治会：防災訓練、単一自治会への周知 単一自治会：普段からの声掛け PTA：子供見守り

- 現在はやっていない。
- 要援護者との交流ができていない中で、支援するか、しないかの判断は難しく、支援方法がわからない。
- 合同訓練時に安否確認を行う。吹田市の要援護者名簿に移行するために、現在は各自治会で活用。

2 災害時要援護者登録制度について

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の避難行動要支援者名簿（吹田市では、「災害時要援護者名簿」という。）の作成を義務付けること等が規定されました。

災害時要援護者名簿は災害時に支援を希望する要援護者本人の同意に基づき、氏名や住所等の情報を登録した名簿です。

問 1 要援護者登録制度のことをご存知ですか。

知っている 【20】

知らない 【1】

未回答 【1】

本市では、災害時要援護者名簿の登録者のうち、平常時からの名簿情報提供に同意した者のみを記載した名簿（同意者名簿）を地域支援組織^{*}に提供して情報の共有を図り、地域住民や諸団体と行政が連携して災害発生時における要援護者に対する安否確認や避難誘導などの支援体制を整備することにより、要援護者が安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を図っています。

問 2 地域で災害時要援護者名簿の提供を受けることについてどうお考えですか。

既に提供を受けている →問 3 へ 【5】

受ける予定 →問 3 へ 【1】

受けてもいいが、活用方法が分からない →問 4 へ 【7】

未定だが市の話を聞いてもいい →問 4 へ 【5】

受けたくない 【4】 ※理由を教えてください →問 7 へ

具体的に教えてください。

- 名簿には、自治会に加入している、いないに関わらず、登録されているのでその扱いに困る。
- 自治会とは、自治会員の共助であり、第三者に対しては責任を負えない。
- 市の本気度が伝わってこない。名簿を地域に提供すれば、何とかなるというものではない。市は地域に丸投げしていると感じている。市長の発言と食い違っている。
- 個人情報の関係があるので、難しいのでは？
- 対応できない。行政と地域との責任がはっきりしない。
- 改正後の 500 名を超える名簿については、各自治会の了解確認後受け入れ予定。

問 3 災害時要援護者名簿を平常時にどのように活用していますか。または、提供をされた際にどのように活用されますか。(複数回答可)

- 日頃の見守り活動 【5】
- 災害時要援護者マップの作成 【2】
- 地域の防災訓練 【5】
- その他 【3】 ※具体的に教えてください

回答後は問5へ

自由記述

- 各単一自治会長運用管理、民生・児童委員、登録者の把握チェック、訓練時の声掛け隊への依頼。
- 名簿は平常時に活用していない。引継ぎもなく、行政からも活用についての明確な指針がない状態で個人情報取扱いに困っている。積極的に活用できるよう早急に判断を。
- 民生委員・児童委員の安全カードと防災委員会の要援護者カードを合併した「安全カード・要援護者カード」で状況確認し、訪問、電話などによりコンタクトをとっている。
- 今は活用していない。今後の検討課題。
- 保管のみ。特に何もしていない。

問 4 災害時要援護者名簿の提供を受けるにあたり何が課題になっていますか。

(複数回答可)

- 個人情報の管理 【13】
- 対象者が多い 【5】
- 対象者との関係づくり 【9】
- 支援に行けなかった際に責任を感じる 【8】
- 支援方法がわからない 【8】
- 地域内における諸団体との体制整備(連携・役割分担等) 【5】
- その他 【2】 ※具体的に教えてください

回答後は問6へ

自由記述

- 貸金庫等ないため、名簿の管理ができない。
- 名簿には、自治会に加入している、いないに関わらず、登録されているのでその扱いに困る。
- 支援に行けなかった際に責任を感じ、又賠償などが生じる場合等を気にかけている。
- 自主防災組織での把握対象者との差異チェック。地域間の取組の温度差。

- 当地区が何名登録されているのか分からないので、具体的な課題が分からない。
- 所属する自治会員の家族構成が判らない状態。
- 自治会加入者が全体の半分程度なので、未加入者まで援助することは非常に難しい。
- 福祉委員会、民生委員等と話し合いをして、決めていきたいと考えている。
- 名簿の提供を受けても、何ができるか見通しが無い。市がどう支援してくれるか見えない。特に個別支援計画作成に専門性が必要なケースについて、市はどうサポートしてくれるのか。生じる結果がよくなかった場合でも、支援者が無答責であることを協定の中で明記しないと支援体制が組めない。万一提訴された場合、市が引き受け対処する旨を明記するぐらいの意気込みがほしい。名簿記載の情報を狭い関係者だけに閉じ込めようとすると、いざという時の近隣の支援は望めないのではないか。福祉避難所は災害の最初から開設するべきである。要援護者をたらい回しにするのは生命に関わる危険がある。
- 今は個人情報の関係があるので、難しいのでは？

問 5 災害時要援護者名簿を活用する際に何が課題になっていますか。

(複数回答可)

- 個人情報の管理【7】
- 対象者が多い【3】
- 対象者との関係づくり【3】
- 個別支援計画※の作成【4】
- 支援方法がわからない【1】
- 地域内における諸団体との体制整備（連携・役割分担等）【3】
- その他【4】 ※具体的に教えてください

自由記述

- 地域間の実施状況格差。
- 平常時に於ける活用が基本であるのに、それが出来かねること。平常時に良い人間関係が構築されていないのに、緊急時に支援ができる訳がない。極端に言えば、住所も分からない人の家にどうして駆けつける事ができるのか。
- 現状は、防災委員会と民生児童委員会が共同し、福祉委員会や単位自主防災組織も協力して対応しているが、単位自治会の役員の多くが一年単位で変更となる中で、どう関わってもらおうのか苦慮してる。名簿が半年ごと更新されるが、その度に新たな名簿になっており（統一番号となっていないなど）、管理が煩雑で困難。
- 問 4 に同じ

- 自治会未加入者に対する対応がない。単一自治会の中で意識の違いが大きい。行政自体リストを配付するだけで他の支援をしない事。個別支援計画の作成は無理。
- 情報の管理のみで、活用方法については、全く何もわからない。

※個別支援計画とは

避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者の避難支援・誘導を迅速に行うため避難所までの避難ルート等を一人ひとりに対して予め決めておく個別の支援計画のこと

問 6 名簿の活用または、提供を受けるにあたりどのような支援を市に求めますか。(複数回答可)

研修（個人情報管理、支援方法、マニュアル作成等）【10】

活動事例集の提供 【8】

ホームページ等での活動内容のPR 【2】

その他 【6】 ※具体的に教えてください

自由記述

- 現在は、緊急避難場所は役員の方々が小中学校及び公民館と言う機会があれば話している。未だに知らない人がいる。
- 活動事例集等の提供。
- 対象者が多いと支援スタッフ等、支援体制が整わない。前向きに取組み、一定の実績を示す団体や地域に対する評価・紹介等。
- 名簿を見たことがないので判らない。
- 現段階では想定できない。
- 毎年代わる自治会長、管理組合の理事長の中で、名簿がスムーズに引継がれるかが心配。
- 個別支援計画作成に専門性が必要なケースについて、市はどうサポートしてくれるのか。少なくとも専門家チームの派遣は必要。生じる結果がよくなかった場合でも、支援者が無答責であることを協定の中で明記しないと支援体制が組めない。万一提訴された場合の市が担当することを明記する。「自主防災だからといって市が逃げることはない」という姿勢が必要。名簿記載の情報を狭い関係者だけに閉じ込めようとすると、いざという時の近隣の支援は望めない。支援組織を守秘義務で縛りすぎないことが必要。同意を得る際に、近隣への情報提供についても同意を取っておくことが必要。福祉避難所は災害の最初から開設するべきである。要援護者をたらい回しにするのは生命に関わる危険がある。

- 自治会未加入者に対してどう対応するのか。単一自治会の意識が低い所に対する啓蒙活動。府営住宅等建替えに際する自治会再編に伴うタイムリーなリスト更新。
- 責任の明確化。(裁判や訴訟になった時行政として)
- 受皿というか、体制がつかれない。非常時にはボランティアは大いに役立つが、平常時、ましてや当地域のような高齢化率の高い地域では、体制を作ること自体難しい。
- 援護する側のボランティアの募集等のバックアップ。

問 7 災害時要援護者への支援について地域でどのような体制が望ましいとお考えですか。

(例) 地域の諸団体が役割分担をし、連携しながら支援を行う。

自由記述

- 地域の諸団体が連携する必要性はあると思う。
- 先ずは安否確認で、これは隣近所の方々に協力をお願いすることになると思う。諸団体が役割分担を…というのは、一定体制が整ってからのことになると思う。それは、避難所が開設され、防災対策委員会が規定の役割分担を確認しながら、進めることになる。
- どの地域も高齢化が進み、役員・委員等の活動の担い手不足。元気な高齢者の協力体制づくり。
地元に密着したリーダー育成。
- 自主防災組織には、役割分担として、避難誘導班、安否確認班を作っている。平常時に、役割を担ってくれる役員も含めて、自主防災組織の主な役員が災害時要援護者の個人情報把握している事が重要。緊急時にいさせることが一番必要な事。
- 地域の隣、近所の方が日頃から要援護者のお住まいの場所と顔見知りの関係を築くことが大事だと思っている。地域の多くの人々が要援護者を何方か知っている。また、顔見知りである関係を築き上げることが安否確認と要援護者の支援につながるものと思う。
- 本来は地区防災組織が有り、その中で対応する部署を決めて支援活動に当たる。
- 地域でのコンセンサスが必要。自力で避難できない人の手助けをするには人としての道である。それができるものにしなかったら、後悔するはず、そのような思いを誰もしないで欲しい。
- 災害時は援護する方の状態も様々。とっさに動くしかない。ただ、こういう場合のときは、こう行動することを優先すると言ったことを事前に承知しておくことが大事。心の準備が大事なので、ケースごとに事例があれば良い。
- 市、福祉協議会、民生委員等が連携して、市が責任をもってあたる。

- 自主防災対策委員会でマニュアルを作り、民生委員さんと連携しながら、単一自治会の現状に応じた対応を考え、一人ひとり状態のちがう要支援者にふさわしい支援を行うこと。
- 地域の諸団体が役割分担をして、みんなで自分達の街を支えていく。
- 少なくとも、これまでやってきた「福祉委員会」の取り組みではやっていけない。情報提供の範囲を限定しすぎると、いくら立派な個別支援計画を作ってみても、大災害時には機能しない。究極は、近隣の力によるしかない。近隣を信頼しないとできないことだと思う。
- 体制作りは必要と考えているが、名簿の提供と引き換えに、吹田市と連合自治会とが、「災害時、連合自治会組織が要援護者を助ける」という契約書の締結を要請されたが、この種の契約書は災害時にはなじまないとの考えから、締結打診に対し、断ったという過去がある。
- まずは、隣近所の協力が必要。
- 来年度より、諸団体、単一自治会と合わせてディスカッションを行い、決めていく予定。
- 地域とのつながり、隣近所のつきあい。地域の諸団体でも災害時要援護者への支援の必要は理解していてもまだまだ研修が必要。
- 防災のためだけの防災要員の組織。組織運営のための補助金制度。
- 単一自治会が災害時要援護者名簿を活用して見守りを行う。

問 8 減災のために災害時要援護者本人に何が必要だと思いますか。

(複数回答可)

- 普段から災害に備えて自身で何ができるか想定しておく(自助努力)【17】
- 要援護者自身が日頃から地域とのつながりを持つ【21】
- 避難訓練や地域のイベントへの参加【15】
- その他【3】 ※具体的に教えてください

自由記述

- 災害時要援護者の方々に上記の事、何度も話し、周知を図るべき。
- 隣近所のつきあい、つまり、やはり自治会に加入し、市からの情報や自治会の情報を得るように、また自ら隣近所に発信できるよう、協力をお願いしたい。
- 隣、近所にお住まいの皆さんと顔見知りになること。
- 各種訓練や講座の時に地域の行事に参加して、顔見知りを多く作り、事を進めている。
- 自治会員であって欲しい。

- 助けて頂けるとは限らないので、自分でできる事は自分です。地域の中でみんなと仲良くして知ってもらおう。助けに行ける時はいいが、行けない場合もある。登録したからと言って、必ず誰かが来てくれるとは思わないで欲しい。
- 本人から承諾を得る時に、近隣への情報提供の同意を取り、臆せず情報を地域と共有する状態を目指すべきだと考える。ご本人が前に出る気持ちがないとなかなか難しい。「私はここにいます。いざという時は助けてください」という声が出せる社会にするためには、まず、支援を必要とする人が、同じ地域の中で生きているという現実を知ることからしか始まらない。
- 自治会への参加。
- 災害時に実際に要援護者登録をしても救助に来てもらえない事を理解してもらおうようにする事が必要。裁判や訴訟しない事を登録時に記入してもらおうようにする。

アンケート以外の御意見

- 本当に機能する防災組織を結成するには、短年（3～5年）でもいいので、役所内に防災専門部署を設けて、各地区（連合自治会単位）と1対1で協議を進めて行く事を検討してはどうか。

御協力ありがとうございました。